

公益社団法人全国有料老人ホーム協会 会費等規則

I. 入会を承認された事業者は、以下に定める費用を協会に支払う。

1. 入会金

- ①入会を承認された事業者は、入会金として 50,000 円を支払う。
- ②納入期限は、理事会において入会が認められた日の属する月の翌月の応当日までとする。

2. 入居者生活保証制度加入審査料

正会員または開設前会員は、入居者生活保証制度加入審査等規程に定めるところにより、審査料を支払うものとする。

3. 年会費額

定款第 9 条に定める会員の年会費額は以下の通りとする。ただし、請求時点において 100 円未満の金額は切り捨てて計算する。

(1) 正会員会費

①基本会費（法人単位）

室数合計が、 1～30 の場合	116,000 円／年
室数合計が、 31～40 の場合	130,000 円／年
室数合計が、 41～50 の場合	228,000 円／年
室数合計が、 51 以上の場合	391,000 円／年

②室数加算会費

室数加算（1 事業者単位で、専用居室の数により、次表の加算を行う。）

〔室数加算表〕

室 数	加算額(円)	室 数	加算額(円)
1～30	4,000	481～540	201,000
31～40	12,000	541～610	226,000
41～50	16,000	611～680	256,000
51～70	21,000	681～750	285,000
71～100	29,000	751～830	315,000
101～130	42,000	831～910	348,000
131～170	54,000	911～1000	382,000
171～210	71,000	1001～1100	420,000
211～260	88,000	1101～1300	462,000
261～310	109,000	1301～1600	546,000
311～360	130,000	1601～2000	672,000
361～420	151,000	2001～2500	840,000
421～480	176,000	2501～	1,050,000

③正会員の会費額基準日

当該年度の会費額は、前年度末日時点での登録ホームの室数を基準とする。

また、会員に年度途中で、ホーム登録の追加を含む室数の変更がある場合は協会へ報告するものとし、これにより会費額が変更となる場合は、当該変更日の属する月の翌月分より適用する。

④納入について

正会員の年会費は、理事会において資格付与が承認された日の属する月の翌月を始期とし、四半期毎に以下の方法で分納する。

適用期日	請求書発送日	納入期限
第1四半期 (4～6月)	5月第1週末日	5月末日
第2四半期 (7～9月)	8月第1週末日	8月末日
第3四半期 (10～12月)	11月第1週末日	11月末日
第4四半期 (1～3月)	2月第1週末日	2月末日

(2) 開設前会員会費

正会員の年会費見合い額の1/2額とし、理事会において会員資格付与が承認された日の属する月の翌月に当該年度会費を一括して納入するものとする。

また、同一年度内に開設前会員から正会員に資格の変更が行われた場合、正会員登録が承認された月以降の開設前会員会費相当額を、正会員会費と調整する。

対象：①有料老人ホームを設置しようとする者

②分譲型ホームのサービス提供事業者

(3) 準会員会費 100,000円

納入については、開設前会員と同様に行う。

(4) 賛同会員会費 100,000円

①納入については、理事会において会員資格が承認された日の属する月の翌月に1年分の会費を一括納入する。以降、毎年同月に1年分の会費を一括納入する。

②退会した場合、納入済の会費は返還しない。

4. 分担金

定款第9条に定める分担金の納入方法については、その発生月に請求する。

5 会費の公益目的事業会計への配賦

正会員会費については、50%以上を公益目的事業会計に配賦する。

Ⅱ．入居者生活保証制度関係費用について

会員が入居者生活保証制度に入居者を登録しようとする場合は、入居者生活保証制度業務方法書に定める拠出金を支払わなければならない。

Ⅲ．振込手数料

上記Ⅰ及びⅡの費用に係る振込手数料は、会員が負担する。

Ⅳ．本規則の改廃は、総会において行なう。

附則

- 1．本規則は、公益社団法人全国有料老人ホーム協会設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2．本規則の施行日において、正会員が開設前の有料老人ホームを登録している場合、当該ホームに係る室加算会費は、平成25年12月31日までの間、2分の1額を適用する。
- 3．本規則の改正は、平成25年6月20日から施行する。
- 4．本規則の改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 5．本規則の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 6．本規則の改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 7．本規則の改正は、平成29年6月15日から施行する。